

岡山県診療情報管理研究会 規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、岡山県診療情報管理研究会と称する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第2条 本会は、岡山県における、診療情報管理士ならびに診療情報管理に携わる者が関与する診療情報の3つの活動領域、すなわち、①学術的側面、②実務的側面、③社会的側面のそれぞれにおいて、相互連携により、診療情報管理士等の能力を向上させ、広く、医療・健康分野の質の向上と社会的要請に応えることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的にしたがい、次のような事業をおこなう。

- 1 診療情報管理における実務の支援：業務に対するアドバイス等
- 2 自己学習、研修の支援：研修会等の開催
- 3 岡山県内における診療情報管理に関する情報センターとしての機能：情報発信
- 4 対外的な活動：他地域の同様の研究会等との交流
- 5 学術的な活動：岡山県を中心とした地域における研究活動
- 6 機関誌の発行

第3章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する次の者とする。

- 1 正 会 員 診療録管理業務あるいは医療情報管理業務に携わる者
また、この分野に関心がある者
- 2 賛助会員 本会の活動に協賛・協力する個人・法人または団体
- 3 顧 問 本会の活動に功績があったと認められる者
- 4 学生会員 大学生等、診療情報管理を学ぶ学生 ※社会人学生は含まない
- 5 特別会員 その他、役員会で承認を得た者

(入 会)

本会が実施する研修会に参加し、会費納入等所定の手続きをすることで会員と認める。

- 2 原則として特段の事情がない限り、所定の期間、会員資格を保持するものとする。
- 3 次の各号に該当した者は、入会を認めない。
 - (1) 本会の名誉を著しく傷つけた者
 - (2) 会費の納入をしなかった者

(退 会)

第6条 退会は本人からの文書による申し出の他、死亡または失踪の場合は退会したものと見なす。

2 次の各号に該当した者は、会員資格を保持していたとしても、理事会の議決により退会を命ずることができる。

- (1) 本会の名誉を著しく傷つけた者
- (2) 会費の納入を怠った者

(会 費)

第7条 会員は本会に対し、別に定めるところにより、会費を納めるものとする。

第4章 役 員

(役 員)

第8条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

2 役員任期は総会開催日より翌々年の総会開催日までの2年間とする。ただし再任を妨げない。

(会長)

第9条 会長は、本会を代表し、理事会、総会を主宰する。

2 会長は理事の中から、理事会が選任し、総会の承認を得るものとする。

3 会長に事故ある場合は、副会長のうちあらかじめ会長が指名した1名がその職務を代行する。

(副会長)

第10条 副会長は、会長を補佐する。

2 副会長は理事の中から会長が指名し、理事会の承認を得るものとする。

(理 事)

第11条 理事は本会の運営、会員の認定及び必要事項について協議し、会務を遂行する。

2 可能であれば、岡山県内5医療圏ごとに最低1名の理事を選任する。

3 理事は会員の中から選任し、総会の承認を得るものとする。

(監 事)

第12条 監事は本会の経理及び事業を監査し、その結果を総会に報告する。

- 2 監事は会員の中から理事会が選任する。

第5章 会 議

(理事会)

第13条 代表理事は年1回以上理事会を召集する。

- 2 理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。
- 3 代表理事が必要と認めたときは臨時理事会を召集する。

(総 会)

第14条 代表理事は年1回総会を召集する。

- 2 総会では本規約に定めた事項の他、次の事項について理事会の報告を受ける。
 - (1)事業計画の承認
 - (2)予算・決算の承認
 - (3)その他理事会において必要と認めた事項

(規約の変更)

第15条 本規約は、理事会の議決を経て、総会の承認により変更することができる。

第6章 事務局

(事務局)

第16条 本会に事務局をおく。

- 2 事務局は本会の会務の遂行に必要な会計を含む事務をおこなう。
- 3 事務局は理事会の選任により、理事の中から代表理事が委嘱する。

第7章 会 計

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 本会は会員から徴収した会費等に基づいて活動を行う。

第8章 雑 則

(雑 則)

第18条 本規約の施行について必要な細則は、理事会の議決により別に定める。

附 則

1. 本規約は平成31年4月1日より施行する。

細 則

(会費)

第1条 会員の会費は「毎回」の研究会の参加費をもってこれに充てることとし、その額は、次のとおりとする。

正会員、賛助会員（参加1名あたり）：1,000円

学生会員：500円

なお、宿泊研修、特別な企画により、特別に会場費、資料代等が発生する場合は、その都度、理事会の議決により特別徴収することがある。